

平成 21 年 5 月 27 日、 構造設計 / 設備設計一級建築士による 設計への関与の義務づけがスタート!

構造設計 / 設備設計について高度な専門能力を有する建築士に関し、構造設計 / 設備設計一級建築士が創設されました。(平成 20 年 11 月 28 日 ~)

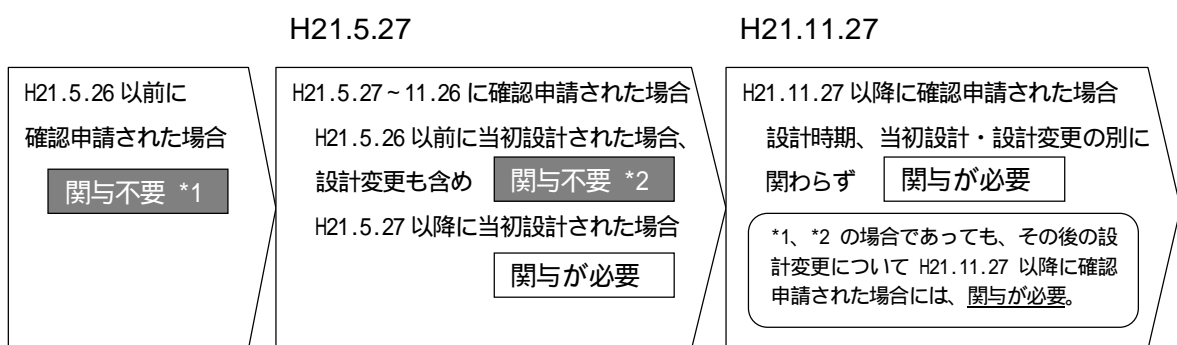
構造設計 / 設備設計一級建築士になるためには、一級建築士として 5 年以上構造設計 / 設備設計に従事した後、講習 (構造設計 / 設備設計や法適合確認に関する講義・修了考査) を修了することが必要です。

なお、構造設計 / 設備設計一級建築士として設計・法適合確認を行うには、構造設計 / 設備設計一級建築士証の交付を受ける必要があります。

平成 21 年 5 月 27 日から、

高度な専門能力を必要とする一定の建築物の構造設計 / 設備設計に関し、構造設計 / 設備設計一級建築士の関与 (自ら設計する、または、法適合確認を行う) が必要です。

義務付けの開始前後における適用



詳しくは、一般社団法人 新・建築士制度普及協会のホームページ等をご参照ください。
<http://www.icas.or.jp/index.php>